

大村市週休2日モデル工事の試行要領

1. 試行目的

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など将来の担い手確保が大きな課題となっている。そのため、地域の守り手である建設産業の中長期的な担い手確保・育成、働き方改革・労働環境改善の取組として、建設業の「週休2日制」の推進に向け、課題等を整理するために行う。

2. 試行方針

①試行適用時期

令和3年4月1日から令和5年3月31日までに起工する工事

②試行対象工事

大村市、大村市上下水道局、大村市競艇企業局が発注する工事（営繕工事は除く）において、以下のいずれにも該当しない請負工事を対象とする。

ア. 災害復旧工事

イ. 小規模工事、工場製作が主たる工事、材料費が工事費の大部分を占める工事等で現場作業期間が4週間未満の工事

ウ. 供用を控える等工期に制約がある工事

試行対象工事は、特記仕様書に対象工事であることを明記するものとする。

③試行内容

(1) 週休2日とは4週8休以上を基本とするが、少なくとも4週5休以上の休日を確保することとし、休日は、現場閉所とする。

(2) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除き現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態とする。

(3) 休日には、試行対象工事の元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は休暇とする。

(4) 下請業者に対しては、協力を依頼する。

④試行方式

令和3年度のモデル工事の試行においては、4週8休を基本とするが、4週6休以上についても評価を行うこととする。

ただし、年末年始休暇（6日）、夏季休暇（3日）は週休2日とは別に休日として確保する。なお、降雨、降雪等の気象・海象条件により現場の作業を中止した場合は、「現場閉所」及び「元請技術者が休み」の双方を満たす場合に限り週休2日の対象とすることができる。

なお、労働基準法第35条(休日)を逸脱してはならない。

(休日)

第三十五条

使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない。

2 前項の規定は、四週間を通じ四日以上の日を与える使用者については適用しない。

⑤受注者の取り組み内容と発注者の確認

受注者は、「週休2日」の実施の有無を、施工計画書の提出前までに工事打合せ簿で監督職員と協議するものとする。また、実施する場合は、「4週8休」「4週7休」「4週6休」のいずれのパターンで実施するか明記するものとする。

実施する場合は、以下の条件を満たす週休2日の取得計画を立て施工計画書の予定工程に記載し発注者へ提出する。契約変更時には変更計画書を提出する。

- ア. 対象期間は、工事着手日から工事完成通知日までとする。
- イ. 対象期間中、工事現場を週休2日相当の休日とするものとする。
- ウ. 夏季休暇（3日）、年末年始休暇（6日）は週休2日とは別に休日として確保する。工場製作のみを実施している期間、工事の全面中止を行っている日は休日に含まない。

受注者は、不測の事態等により予定工程に変更（土日作業等）が生じた場合には、その変更予定工期とその理由について発注者と協議を行う。ただし、不測の事態等のうち、以下に掲げる状況など、受注者の責によらないと判断できる場合において土日等に作業を行った場合においては、休日として取り扱うものとする。

- ア. 発注者が、作業または現場パトロール、現場見学会等を要請した場合。
- イ. 現場内にて災害または第三者による事故が発生し、早急に対応する必要がある場合。
- ウ. 周辺住民等からの要望等に対応するために作業が必要である場合。

受注者は、対象期間中、「週休2日モデル工事」であることを現場に看板等により掲示することにより、現場周辺へ「宣言」するものとする。

発注者は、受注者より提出された予定工程や変更予定工程（理由含む）が妥当であるか確認を行う。妥当ではないと判断された場合は、受注者へ修正を指示する。

発注者は、施工中に施工プロセスチェック（工程管理）にもとづき、出勤簿や出面表等を用いて現場閉所の実施状況を確認する。

受注者は、実施工程表等により、「週休2日」の実施状況を取りまとめ、月1回監督職員へ報告するものとする。

3. モデル工事の実施方法

入札方式

- ・入札方式は、条件付き一般競争入札および指名競争入札とする。

発注方式

- ・「受注者希望型」とする。
- ・「受注者希望型」とは、発注者が週休2日の試行対象工事として発注し、受注者が工事契約後、週休2日を実施するか否かを判断し実施するもの。

4. 週休2日モデル工事实施の推進のための措置

①週休2日モデル工事の積算による措置

※「週休2日補正係数」については、港湾・漁港請負工事積算基準による工事については4週8休を達成した場合のみ対象とする。

※労務費の補正については、土木工事市場単価・下水道工事市場単価・地質調査市場単価については補正の対象としない。港湾・漁港請負工事積算基準による工事において4週8休を達成した場合にのみ港湾工事市場単価の補正を行う。

「週休2日補正係数」については、当初設計において「4週8休」の補正を行い発注し、契約後、受注者が週休2日を選択した場合に、竣工時において現場閉所の達成状況により、各パターンの補正に応じた変更契約を行う。当初「4週7休」「4週6休」を選択した場合において、4週8休を達成したとしても補正は、当初選択したパターンの補正とする。なお、当初「4週8休」「4週7休」の現場閉所を目標としたものの閉所状況が目標に満たない場合は、閉所状況に応じたパターンの補正を実施するものとする。なお、4週6休以上が未達成の場合、並びに受注者が週休2日を選択しなかった場合においては、補正を減じた変更契約を行う。

各週休パターンにおける現場の閉所状況は、下記のとおりとする。

ア. 4週8休以上

現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合

イ. 4週7休以上4週8休未満

現場閉所率が25%（7日/28日）以上28.5%未満の場合

ウ. 4週6休以上4週7休未満

現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25%未満の場合

補正係数については、下記のとおりとする。

土木工事標準積算基準・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準による工事

【4週8休以上：補正係数】

- ・労務費：1.05 ・機械経費（賃料）：1.04
- ・共通仮設費：1.04 ・現場管理費：1.05

【4週7休以上 4週8休未満：補正係数】

- ・労務費：1.03 ・機械経費（賃料）：1.03
- ・共通仮設費：1.03 ・現場管理費：1.04

【4週6休以上 4週7休未満：補正係数】

- ・労務費：1.01 ・機械経費（賃料）：1.01
- ・共通仮設費：1.01 ・現場管理費：1.02

港湾・漁港請負工事積算基準による工事

【4週8休以上：補正係数】

- ・労務費：1.05

②工事工期の措置

モデル工事の受注者は、契約後において、当初設定された工事工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し、施工計画書の提出前までに発注者と協議を行う。発注者が妥当であると判断した場合には契約変更の対象とする。

③工事成績評定における評価（竣工時のみに評価する）

週休2日（4週8休以上）が実施された場合は、工事成績評定の主任監督員の考査項目別運用表「施工状況－工程管理」の項目〔「休日の確保」「その他（週休2日を実施）」〕にて評価を行う。

更に、現場閉所の達成状況に合わせ、工事成績評定調書「法令遵守等」において、その実施割合に応じた加点を行う。当初「4週7休」「4週6休」を選択した場合において、4週8休を達成したとしても加点は、当初選択した閉所状況までの加点とする。なお、当初「4週8休」「4週7休」の現場閉所を目標としたものの閉所状況が目標に満たない場合は、閉所状況に応じた加点を実施するものとする。

- ・4週8休以上 → 3点加点
- ・4週7休以上4週8休未満 → 2点加点
- ・4週6休以上4週7休未満 → 1点加点
- ・4週6休未満 → 0点加点

※ 工事成績評価は評定点合計で100点を超えないものとする

※ 優良工事の評価においては、本加点分は考慮しないものとする。

週休2日に取り組んだ結果、受注者の責において週休2日（4週6休以上）が実施できなかった場合であっても、減点評価は行わない。

④週休2日工事拡大に向けた措置

週休2日を実施しない場合においても、少なくとも4週5休以上を確保するものとする。

受注者は実施工程表等により、実施状況を取りまとめ、工事完成通知時に監督職員へ報告するものとする。

受注者の責において4週5休以上が実施できなかった場合であっても、当面は減点評価を行わない。

5. モデル工事の発注時の対応

モデル工事であることを設計図書(特記仕様書 第2章 施工条件明示 第3条1. 工程関係)に明示する。

【受注者希望型】

週休2日モデル工事における現場閉所の実施

本工事は、週休2日モデル工事であり、4週8休以上の現場閉所を行うための経費を計上している。受注者は週休2日を実施するか選択できるものとし、実施の有無及び実施する週休2日のパターンについて、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとする。なお、実施する場合は、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下1)から7)によるものとする。

- 1) 週休2日は4週8休を基本とするが、受注者は、工事着手日から工事完成日までの期間において、4週6休以上の休日を確保することとする。
- 2) 予定工程において設定された休日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業(災害対応や緊急工事等)を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。
- 3) 元請業者(監理・主任技術者、現場代理人)は現場閉所にあわせて、必ず休日とすること。
- 4) 工事の工期については、週休2日を選択し実施する場合は、受注者が「必要工期」を算出し発注者と協議を行い、妥当と判断される場合は変更の対象とする。
- 5) (土木工事積算基準書・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準使用の場合)
4週8休以上の現場閉所の達成されなかった場合は、週休2日の実施内容および現場閉所の達成状況に合わせ、変更契約を行うものとする。また、4週6休未満の場合並びに週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。4週8休以上は、現場閉所率28.5%(8日/28日)以上の場合、4週7休以上4週8休未満は、現場閉所率が25%(7日/28日)以上28.5%未満の場合、4週6休以上4週7休未満は、現場閉所率が21.4%(6日/28日)以上25%未満の場合とする。

各週休パターンにおける補正係数については、下記のとおりとする。

【4週8休以上：補正係数】

- ・労務費：1.05
- ・機械経費(賃料)：1.04
- ・共通仮設費：1.04
- ・現場管理費：1.05

【4週7休以上 4週8休未満：補正係数】

- ・労務費：1.03 ・機械経費（賃料）：1.03
- ・共通仮設費：1.03 ・現場管理費：1.04

【4週6休以上 4週7休未満：補正係数】

- ・労務費：1.01 ・機械経費（賃料）：1.01
- ・共通仮設費：1.01 ・現場管理費：1.02

6) (港湾・漁港積算基準使用の場合)

4週8休以上の現場閉所が達成された場合は、補正係数を各経費に乗じた変更契約を行うものとする。4週8休以上は、現場閉所率28.5%（8日/28日）以上の場合とする。

補正係数については、下記のとおりとする。

【4週8休以上：補正係数】

- ・労務費：1.05

※ただし、高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員は対象外

7) 対象期間中、工事現場にモデル工事であることを現場に看板等により掲示すること。